

この業務には、新宿区公契約条例による 労働報酬下限額 が定められています。

労働報酬下限額とは

公契約に従事する者に対して支払われるべき報酬の下限額です。

新宿区公契約条例とは

労働者等の適正な労働環境を確保することにより、公契約の適正な履行と良好な品質を確保し、区民サービスの向上と地域経済の活性化を目的とする条例です。



🏠 **ご注目** 👁

令和7年4月以降の労働報酬下限額は

1時間当たり **1,438円**

対象となる契約（協定）：予定価格 1,000万円以上の委託契約、すべての指定管理協定

新宿区公契約条例について詳しくはホームページへ！

新宿区役所総務部契約管財課

TEL:03-5273-4075 FAX:03-5287-5597

新宿区 公契約条例

